

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和 3 年 5 月 26 日

(令和 4 年 6 月 23 日改訂)

茨城県立牛久栄進高等学校

【目次】

I	はじめに	1
II	新型コロナウイルス感染症について	1
1	学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方	
2	学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策	
3	基本的な感染症対策の実施	
4	集団感染のリスクへの対応	
III	県立牛久栄進高等学校における新型コロナウイルス感染症対策について	7
1	基本的な新型コロナウイルス感染症対策	
2	登下校	
3	各教科等	
4	学校行事	
5	部活動	
6	昼食	
7	休み時間	
8	清掃活動	
9	図書館	
10	熱中症対策	
11	学びの保障	
12	PCR検査を受ける場合等の出席の判断	
13	重症化のリスクの高い生徒等への対応	
14	海外から帰国した生徒等への対応	
15	生徒の出欠の扱い	
16	生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等	
17	教職員の感染症対策	
18	儀式的行事	
19	その他の事項	
IV	学校において感染者が確認された場合の対応について	21
1	生徒等からPCR検査を受ける連絡があった場合の聴取内容	
2	高校教育課への連絡内容	
3	感染者が確認された場合の報告書	
4	新型コロナウイルス感染症に関連して、臨時休業をした場合の手続き等	
V	参考資料の一覧	23
資料 1	県立牛久栄進高等学校 チェックリスト	28
資料 2	PCR検査を生徒等が受けることになった場合の学校等の対応	29

I はじめに

本ガイドラインは、茨城県教育委員会作成の「県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和3年5月26日〔令和4年6月23日改訂版〕）に基づき作成しました。

なお、本ガイドラインは、今後の状況により、必要に応じて改訂、追加する場合があります。

II 新型コロナウイルス感染症について

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

(1) 子供の健やかな学びを保障

- ・地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続する。

(2) 基本的な対策を継続し、「新しい生活様式」を導入する

- ・基本的な対策とは、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける。人との間隔が十分とれない場合のマスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの手指衛生などのことをいう。

(3) 学校関係者に感染が確認された場合の配慮

- ・感染者や濃厚接触者である生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、十分な配慮・注意を徹底する。

(3) 変異株への対策

- ・国立感染症研究所によれば、変異株への対策としては、従来株と同様に、「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されている。
- ・感染者を一人でも多く減らしてゆくため、従来以上の危機意識を持って、感染症対策に取り組む。

【新型コロナウイルスの子供への感染に関する特徴】

新型コロナウイルス感染症の小児例は無症状者／軽症者が多いとされています。また、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります。

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスについては、令和3年11月現在において、全国的にデルタ株と言われる変異株にほぼ置き換わったと考えられています。デルタ株については従来株よりも感染性が高いことが示唆されていますが、デルタ株が子供に感染した場合も従来株より重症化する可能性を示す証拠はなく、多くが無症状から軽症で経過しています。

【文科省衛生管理マニュアル Ver.8 11 ページ】

2 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

学校では、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底する。

学校生活では、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での生徒の行動が大きな感染リスクとなるため、まずは、生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

なお、家庭内で感染するケースもあるので、保護者の理解と協力を得ながら感染症対策に努める。

3 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取り組みを行う。

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

- ・学校内で感染源を絶つために、外からウイルスを持ち込まないことに重点を置く。
- ・地域に感染経路不明の感染者が発生している場合は、生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底する。

① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

- ・発熱等の風邪の症状があり、少しでも感染が疑われる場合には、生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底する。
- ・文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 の 17 ページのレベル 3 及び 2 の地域では、保護者の理解と協力を得て、家族に感染が疑われるような風邪症状が見られる場合も登校させないようにする。
- ・この場合、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取り、生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

② 登校時の健康状態の把握

- ・登校時、生徒の検温結果及び「健康観察表」などを活用して、健康状態を把握する。
- ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、登校時、検温及び健康観察等を行う。
- ・文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 の 17 ページのレベル 3 及び 2 の地域では、生徒の同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いする。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにする。

③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

- ・当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ・必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
- ・保護者の来校まで学校にとどまることが必要となる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。
- ・保健室は、外傷や心身の不調など様々な要因で生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある生徒が他の生徒と接することのないようにする。
- ・すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合には、補完的な対応として、抗原検査キットの使用を検討する。

(2) 感染経路を絶つこと

- ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。
- ・閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

- ・感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が大切である。

① 手洗いの指導

- ・接触感染の仕組みについて生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させる。

- ・登校したら、まず手洗いをさせる。
- ・外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、こまめに手を洗うことの重要性を認識させる。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであり、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。
- ・石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮する。



※文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 P. 27

- ・これらの取組は、生徒のみならず教職員や学校に出入りする関係者にも徹底するようにする。

② 咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるようにする。

③ 清掃・消毒

- ・学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難なため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒の抵抗力を高め、手洗いを徹底する。
- ・通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて生徒が行っても差し支えないと考える。また、スクール・サポート・スタッフ等による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。なお、生徒等の手洗いが適切に行われている場合は、これらの作業を省略することも可能である。

(3) 身体全体の抵抗力を高めること

- ・身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

4 集団感染のリスクへの対応

(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行うようする。
- ・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。

① 常時換気の方法

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。
- ・廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気する。
- ・窓を開ける幅は 10 cm から 20 cm 程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間についても可能な限り全開にする。また、廊下の窓も開けておく。

② 常時換気が困難な場合

- ・常時換気が難しい場合は、こまめに（30 分に 1 回以上）数分間程度、窓を全開にする。

③ 窓のない部屋

- ・常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。
- ・使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。

④ 体育館のような広く天井の高い部屋

- ・換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

⑤ エアコンを使用している部屋

- ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気をする。

⑥ 換気設備の活用と留意点

- ・換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・換気設備の換気能力を確認する。
- ・学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りないため、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用する。
- ・換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにする。

⑦ 冬季における換気の留意点

- ・冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザの流行時期でもあるので、徹底して換気に取り組む。
- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。なお、難しい場合には 30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。
- ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- ・それぞれの気候条件に応じた適切な換気方法について、必要に応じて、学校薬剤師等に相談する。
- ・十分な換気ができているかの確認のため、換気の指標として、学校薬剤師等の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測する。（学校環境衛生基準では、1500ppm を基準としている。）
- ・昼食時には換気を強化するなど、生徒の活動の態様に応じた換気をする。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ・「新しい生活様式」の推奨に基づき、人との間隔は、できるだけ 2 メートル（最低 1 メートル）空ける工夫をする。
- ・地域で感染が一旦収束した場合でも、学校は「3 つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保する。
- ・地域で新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている場合は、「3 つの密」を避ける必要性も高まるため、文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 の 17 ページのレベル 3 では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行う。
- ・レベル 1 及びレベル 2 では、施設等の制約から 1 メートルの距離を確保できない場合には、でき

るだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことで「3つの密」を避けるよう努める。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

① マスクの着用について

- ・学校教育活動においては、生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときは必ずマスクを着用する。
- ・ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や生徒の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応する。
- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるためマスクを外す。
※暑さ指数（WBGT）とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標で、熱中症の発生と関連している。
- ・暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp> で確認する。
- ・夏期において、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をしたうえで、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。
- ・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

② マスクの取扱いについて

- ・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。
- ・マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄する。

【参考】

「フェイスシールド・マウスシールドの活用について」

- ・フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされている。
- ・フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。
- ・例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

「透明マスクの活用について」

- ・生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ、鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が考えられる。

※文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 P.41

5 抗原簡易キットの活用について

抗原簡易キットは、抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、結果をその場で得られ、特に有症状者に実施した場合、正確性が高いとされている。この検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定されている。生徒が登校後に体調不良をきたし、すぐに帰宅することが困難な場合や直ちに医療機関を受診できない場合に、補完的な対応としてキットの使用も考慮に入れる。

- (1) 検査結果が陽性だった場合、生徒等に必ず医療機関で受診するように促す。
- (2) 検査結果が陰性だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合は、感染していても陰性となることがあるため、医療機関で受診を促し、引き続き感染予防策を講じる。
- (3) 被検者は、すみやかに帰宅・療養させ、医療機関の受診又は症状が軽快するまで自宅待機する。

【参考】

- ・令和3年7月2日付け事務連絡
「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」

6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

(1) 学校集団接種に関する考え方

生徒へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点で推奨されていない。

(2) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

ア 生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当するものとし、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としない取扱いが可能。

イ 副反応が出た場合の生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断することが可能。

【参考】

- ・令和3年6月23日付け事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」

Ⅲ 県立牛久栄進高等学校における新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本的な新型コロナウイルス感染症対策

(1) 手洗い、手指消毒

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。
- ・流水による手洗いができない場合などに、アルコールの手指消毒液を使用する。
- ・外から建物内に入る時、トイレの後、給食の前後、共有のものを触ったとき等、こまめに行う。
- ・授業時間をずらす、休み時間を長くするなど、手洗いやトイレ使用が密集しないように工夫する。

(2) マスク着用

- ・教室内でもマスクの着用を徹底するとともに、一定の間隔を空けるように工夫する。
- ・生徒のマスクが使用不能になった場合に備え、予備のマスクを学校で用意しておく。
- ・気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。その際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をする。
- ・マスクの取り外しは、活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。
- ・生徒が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、生徒自身の判断で適切に対応できるように指導する。

(3) 校舎内の消毒

- ・消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒の抵抗力を高め、手洗いを徹底することを優先する。
- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。また、学校薬剤師等との連携の維持・強化する。
- ・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに生徒等が触れる回数を減らす（ドアの開放など）。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上は消毒をする。なお、生徒等の手洗いが適切に行われている場合は、これらの作業を省略する。

(4) 換気

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。
- ・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、学校薬剤師等と相談し、必要に応じた方法で換気する。
- ・常時換気では、廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気する。
- ・常時換気の際、窓を開ける幅は、10 cmから 20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間も可能な限り全開にする。また、廊下の窓も開ける。
- ・常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。
- ・教室等のドアは、換気の目的とあわせて、生徒が共用部に触れないように開放しておく。
- ・窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮する。
- ・体育館のような広く天井が高い部屋であっても、感染防止の観点から、換気に努める。

- ・エアコン使用時においても換気を行う。
 - ・冬季は、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期であるので、徹底して換気に取り組み、気候上、可能な限り、常時換気に努める。
- (5) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）
- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
 - ・生徒に感染が疑われる発熱等の風邪の症状がある場合には、学校に連絡して、自宅で休養させる。
 - ・登校時に、「健康観察表」などを活用して、生徒の検温結果及び健康状態を確認する。
 - ・登校後は、教室へ入る前に、非接触型体温計等で検温（家庭で検温していない場合）、手洗い、手指の消毒等をする。
 - ・登校後に、熱が通常より高い等の症状があり、感染が疑われる場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。

2 登下校

- (1) マスクを着用する。
- ・ただし、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、マスクを外すように指導する。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも指導する。
- (2) 周囲との間隔を1メートル以上空け、会話を控える。
- (3) 信号待ち、校門、昇降口等での密集が起こらないよう指導する（登下校時間帯の分散など）。
- (4) 公共交通機関（電車やバス）を利用する場合
- ・マスクを着用し、会話を控え、可能な限り間隔を空けて乗車する。
 - ・降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う。
 - ・顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う。
 - ・できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。
- (5) スクールバスを利用する場合
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる。
 - ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。
 - ・可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避ける。
 - ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底する。
 - ・利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底する。
 - ・多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒する。

3 各教科等

- (1) 机の配置等
- ・対面での配置をしない
 - ・机の間隔を確保する。
 - ・特別教室等で固定式の机で対面となる場合は、可能な限り座席の間隔を確保する。
 - ・座席の間隔は、一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど、柔軟に対応する。
- (2) 発言等
- ・大声での発言等を控える。近距離での会話や発声等も避ける。
- (3) 共用の教材・教具等の使用前の消毒
- ・実験台・実験器具、共用の教材・教具・情報機器等は使用前に消毒をする。

(4) 保健体育（体育）

- ・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、地域の感染拡大状況により、感染の拡大局面では感染リスクの高い活動を制限する。収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施するなど見直しを図る。

① 感染症対策について

- ・健康観察を行う。
- ・換気をこまめに行う。
- ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・共有の用具や器具は適切に消毒する。器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いをし、不必要な使い回しをしないこと。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。

② 学習活動例（武道〔柔道・剣道〕）

- 人数：【基本となる動作・技】…特定の相手
【攻防（試合等）】…特定の少人数（1組3人程度）
 - 時間：全活動時間の1／3程度
 - その他
 - ・固め技は生徒同士の頭部が過度に密着しないように配慮する。（柔道）
 - ・活動中の発声は極力控える。（剣道）
 - ・防具が共用の場合は、当面の間、面と小手の着装は控える。（剣道）
- ※ 詳しくは、令和2年10月9日付け事務連絡（保健体育課）「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」（令和2年10月7日付けスポーツ庁政策課学校体育室）を参照のこと。

③ その他留意事項

- ・適切に熱中症対策を講じる。
- ・「マスク着用の必要性」及び「水泳授業の取扱い」については、保健体育課（学校体育担当）からの令和2年5月22日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日スポーツ庁）及び令和3年4月12日付け事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和3年4月9日スポーツ庁、文部科学省）を参考に、学校の実態に即して柔軟に取り組む。

(5) 実習の前後の手洗いを徹底する。

(6) 各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」（表）

- ・文部科学省衛生管理マニュアル Ver. 8の50ページを参考に、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

表1：感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動

教科等	学習活動
各教科等共通	生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）
理科	生徒同士が近距離で活動する実験や観察
音楽	室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（★）
図画工作、 美術、工芸	生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
家庭、技術・家庭	生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）
体育、保健体育	生徒が密集する運動（★）や近距離で組み合ったり接触したりする運動（★）

※「★」はこの中でも特にリスクの高いもの

【参考】

(1) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 の 17 ページのレベル 3 の地域

- ・ 9 ページの表 1 の学習活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにする。

(2) 緊急事態宣言の対象区域に属する地域

- ・ 体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3 人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行う。
- ・ 運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスク着用とする。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。

(3) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 の 17 ページのレベル 2 の地域

- ・ 9 ページの表 1 の学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。
- ・ これらの活動における、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また、回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、その際には、以下の①～⑤についても留意する。
 - ① できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしない。
 - ② 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
 - ③ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、生徒や保護者の意向を尊重する。
 - ④ 体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
 - ⑤ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。

(4) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 の 17 ページのレベル 1 の地域

- ・ 9 ページの表 1 の感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、レベル 2 地域における留意事項も、可能な範囲で参照する。

(7) 全体を通じての留意事項

① 体育の授業におけるマスクの着用

- ・体育の授業においてマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分確保する。

【参考】

- ・令和2年5月22日付け事務連絡
「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」

② 水泳

- ・プール内やプールサイドでの生徒の間隔については、必ずしも常時「2m以上」ということではなく、文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 の17ページの「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応する。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

【参考】

- ・令和3年4月12日付け事務連絡
「学校の水泳授業における感染症対策について（通知）」

③ 合唱

- ・合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している生徒同士や指導者等、聴いている生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2メートル（最低1メートル）空け、立っている生徒と座っている生徒が混在しないようにする。

【参考】

- ・令和2年12月11日付け保体第1091号
「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

④ 特別支援学校等における自立活動

- ・教師と生徒等や生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

⑤ 熱中症事故の防止

- ・学校管理下における熱中症事故は前年より減少しているが、国内では近年熱中症が増加していること、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念される。令和3年4月28日から「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されたので、その情報を活用しながら、熱中症事故の防止について、適切に対応する。

【参考】

- ・令和4年5月10日付け保体第214号
「熱中症事故の防止について（通知）」

4 学校行事

(1) 学校行事の精選

- ・学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は、代替方法の工夫や中止を含めて検討する。

(2) 学校行事の実施方法や内容の検討、実施時期の設定

- ・学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を計画する場合は、保護者に費用の合計にあわせて、キャンセルした場合に負担する費用について事前に説明して、理解を得た上で、業者と契約をする。
- ・修学旅行では、①学校は、旅行業者と契約後、学校が中止等をした場合、企画料が発生すること、②キャンセル料は、出発日の何日前から発生し、どのくらいの金額となるか、③出発直前に中止する可能性があり、その場合、キャンセル料がどのくらいの金額となるか、④企画料やキャンセル料は、修学旅行積立金から支払うこと、などの説明を行う。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、キャンセル料が発生することがないように早い段階において、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。その際、参加予定のすべての保護者に連絡をして、理解を得た上で計画を変更する。

(3) 修学旅行における感染症対策

- ・これまでに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行う。
- ・その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にする。

【参考】

一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」（令和3年 11 月 21 日）を参照

5 部活動

【運動部活動】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・各競技団体が作成するガイドライン及び別途通知が発出されている場合は、その通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。（指導者も同様）
- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分留意する。特に、適切に熱中症対策を講じるとともに、新入生の練習参加については、十分な配慮を行う。
- ・活動については、活動目的や活動内容及び計画について、生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに、参加を強制しない。
- ・「茨城県部活動の運営方針」を準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

(1) 感染症対策について

① 活動場所について

- ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

② 用具等について

- ・器具や用具等を共用で使用する場合には、使用前後に手洗いを行う。
- ・生徒間で不必要に使い回しをしない。

③ その他

- ・ミーティングは、密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（最低1 m）をあけて実施する。
- ・部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・マスクの着用については、体育授業における取り扱いに準ずること。

(2) 練習試合、合宿等の実施について

- ・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、スポーツ活動以外の場面も含め、各部ごとに対応策を講じるのではなく、学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・練習試合、合宿等は、その地域の感染拡大状況より慎重に判断する。（別途、県より自粛要請がある場合もある）なお、部活動を担当する教員のみで決定するのではなく、学校として実施の必要性を協議し判断する。

(3) 緊急事態措置区域及び重点措置地域に所在する各学校における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

- ・部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組む。

＜地域の感染状況に応じた取り組み（レベル3・レベル2地域）感染リスクの高い活動等の制限等＞

- ・近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動などを一時的に制限する。
- ・密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- ・用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

＜部活動に付随する場面での対策の徹底＞

- ・部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- ・部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

＜学校全体としての取組＞

- ・活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- ・部活動に参加する者が感染した場合に、感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

【文化部活動】

- ・文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて対応する。

6 昼食

- (1) 食事をする際は、対面での机配置をしない。また、座席の間隔を確保する。
- (2) 食事をする際は、できる限り会話を控える。
- (3) 教室以外の場所も開放し、食事場所をできる限り分散する工夫をする。

7 休み時間

休み時間中の生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫をする。

- (1) 会話をする際には、一定程度距離を保つ。
- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。
- (3) トイレ休憩については、混雑しないように工夫をする。

8 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用して行う。

- (1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。
- (2) ほうきやモップ等、共用する用具は消毒を心掛ける。
- (3) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

9 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また、学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしている。

- (1) 図書館利用前後には手洗いを徹底する。
- (2) 生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫する。
- (3) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。
- (4) 公益社団法人日本図書館協会「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定）を参考にする。

※<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/sla-guideline20200619.pdf>

10 熱中症対策

- (1) 近年の猛暑に対応するため、7月～8月の授業等では、特に、熱中症の対策に配慮する。
- (2) 暑さ指数（WBGT値）を踏まえた授業を行う。
- (3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。
- (4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。
- (5) 生徒の服装についてできる限り配慮する。

11 学びの保障

- (1) 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続することが重要であり、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。
- (2) 一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師によ

る学習指導と学習把握を行う。

- (3) 学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導する。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにする。さらに、課題を配信する際には、生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休むなどして、学習内容が定着していない生徒には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (5) 緊急事態宣言の対象区域となった場合は、生徒の通学の実態等も踏まえた上で、学校設置者の判断により、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討する。
- (6) 学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大時に対応できるように、授業の動画配信、双方向型オンライン学習など、生徒がICTを活用して家庭学習に取り組めるように教材の作成等に努める。

【参考】

- ・ 令和2年5月20日付け義教第352号
「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」
- ・ 令和3年4月30日付け高教第302号
「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うICT環境の整備について（通知）」

12 PCR検査を受ける場合等の出席の判断 ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 P.63

- (1) PCR検査を受ける場合
 - ・ 検査結果を高校教育課に報告する。
 - ・ PCR検査を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。
 - ・ なお、PCR検査の結果判明後も十分に健康観察を行う。
 - ・ 医療機関から本人（保護者）に結果が伝えられる。また、医療機関から保健所にも届出される。
 - ・ 学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされる。
- (2) 感染者及び濃厚接触者が確認された場合
 - ① PCR検査で陽性となった場合（感染が確認された場合）
 - ・ 完治するまで出席停止（保健所の許可のもと登校）
 - ・ 学校で感染者が確認された場合は、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

【休業にする範囲（例）】

- ① 他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業
※欠席していたなど、学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。
- ② 他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業
- ③ 他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業
- ④ 活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

- ② 濃厚接触者の特定(令和4年3月30日付け 高教第3619号)
 - ・ 学校において感染者が発生した場合、濃厚接触者は特定せず生徒や教職員に自宅待機を求めない。

- ・なお、学校で感染者と接触があったことのみを理由として、生徒や教職員に対し登校や出勤を制限する必要はない。
- ・ただし、学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間出席停止の措置をとる。(一定期間は、濃厚接触者として待機を求められる期間を参考とする。)
- ・併せて、学校で、感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触)があった生徒や教職員は、感染リスクの高い行動を控えるように指導する。

(3) 学校で感染者が確認された場合の対応

① 保健所との連携

- ・生徒等及び教職員の感染が判明した場合又は児童生徒等及び教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、衛生主管部局と連携し、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

② 校舎内の消毒

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定、汚染が想定される(当該感染者が高頻度で触った)物品を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液により消毒する。
- ・トイレは、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、24 時間～72 時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も検討する。

③ PCR検査を受けた生徒等だけでなく、すべての生徒、教職員の健康観察を徹底する。

13 重症化のリスクの高い生徒等への対応 ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 P.43

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒等(以下「医療的ケア児」という。)の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。
- (2) 医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分に安全に配慮する。

【参考】

- ・「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」
https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_tokubetu02-000007449_02.pdf

- (3) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等(以下「基礎疾患児」という。)についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

【参考】

- ・重症化のリスクが高い方について
糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

- (4) これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよい

と認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

14 海外から帰国した生徒等への対応 ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 P. 46

- (1) 政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

15 生徒の出欠の扱い ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 8 P. 44、45、62～66

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- ・まずは、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。
- ・その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能とする。その判断に当たっては、特に中学生は就学義務も踏まえ、生徒の学びが保障されるよう配慮する。

- (2) 出席停止等の取扱い

① 学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止

- ・発熱等の風邪の症状が見られる生徒
- ・感染が判明した生徒
- ・感染者の濃厚接触者に特定された生徒
- ・学校で感染者と接触があつた生徒のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染症対策を行わずに飲食を共にした生徒
- ・濃厚接触者の出席停止の期間の基準は、症状がない場合、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 7 日間とする。ただし、4、5 日目の抗原簡易キットなどの検査で両日とも陰性が確認された場合、5 日間に短縮できる。(令和 4 年 3 月 30 日付け高教第 3619 号)。
- ・同居の家族に感染の疑いがあり、学校を休ませる生徒
同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられ、PCR 検査を受ける場合、生徒を出席停止として自宅で健康観察とする。
- ・感染がまん延している地域(文科省衛生管理マニュアル Ver. 8、17 ページのレベル 2 や 3 の地域)では、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られるときにも、出席停止の措置を取る。

② 「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ・感染が不安で休ませたいと相談のあつた生徒について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

【茨城県指針「Stage3」の場合】

- ・同居の家族に風邪症状が見られる場合も、生徒及び教職員は自宅で休養させる。

令和3年4月27日付け高教第285号

「新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策Stageの移行について(通知)」

「Stage2」から「Stage3」への移行に伴う県立高校等の対応

【参考】

令和3年4月27日付け高教第285号と同様の内容の通知

令和2年7月31日付け高教第935号、令和2年11月11日付け高教第1761号

16 生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、生徒の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や SNS 相談窓口等）を適宜周知する。
- (3) 新型コロナウイルスに関連して、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。
- (4) 新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、オンライン会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、ICT の活用を検討する。
- (5) 学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも検討する。

17 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、生徒と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- (2) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要である。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進める。
- (4) 教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定める。
- (5) 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね 1 ～ 2 メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- (6) 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散して

勤務する等の措置を講じる。

- (7) 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することも検討する。

18 儀式的行事

入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。

(1) 基本的な感染症対策

- ・発熱や咳等の症状のある方には参加をしないよう徹底する。
- ・参加者への手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットをお願いする。
- ・アルコール消毒薬の設置、こまめな換気を行う。
- ・会場の椅子の間隔を空けるなど参加者間の身体的距離を確保する。

(2) 開催方式の工夫

- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。(祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など)
- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式により開催する。(参加者の一部は別会場にてウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど)
- ・参加人数を抑える。(在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等)

19 その他の事項

- (1) 感染症対策用の持ち物として一般的には次のものが必要となり、生徒に持参するよう指導する。
- ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等
- (2) 新型コロナウイルス感染症を生徒が正しく理解し、感染リスクを避けることができるように、次の点に留意して、LHR等で指導を行う。
- ・なぜ、その対策をする必要があるのか生徒が考えて、主体的に行動できるようにする。
 - ・免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することを理解する。
 - ・感染症対策では、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行うことが重要であることを理解する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する教材として、日本赤十字社が作成した「新型コロナウイルス感染症に関する青少年向け教材」などを活用する。

【参考】

- ・令和2年5月11日付け、事務連絡（高校教育課）
「新型コロナウイルス感染症に関する青少年向け教材の周知について」

- (3) ポスターの掲示、保健だより等で、新型コロナウイルス感染症の予防について啓発する。
- (4) 感染者、濃厚接触者となった生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう

十分な配慮・注意をする。また、医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導する。

- (5) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底する。
- (6) 学校内で発熱等の風邪症状が生じて、保護者が迎えに来る場合、生徒が一時休養する部屋の確保及び保護者の連絡先を明確にしておく。
- (7) 新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者が確認された場合の校内（教職員、保護者等）及び県への連絡体制を明確にしておく。
- (8) 学校内での感染拡大防止のためには、学校外からウイルスを持ち込まないことが重要であるため、家庭にも協力を呼び掛ける。
- (9) 県チェックリスト（**資料 129 ページ**）をもとに学校版チェックリストを作成する。
- (10) 学校版チェックリストを活用して、学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組を定期的に確認し、教職員や生徒が継続して感染症対策の徹底を図るようにする。

Ⅳ 学校において感染者が確認された場合の対応について

新型コロナウイルス感染症について、どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、学校で感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処できるようにしておく。

1 生徒等からPCR検査を受ける連絡があった場合の学校の聴取内容

- (1) 学校は、風邪症状による場合と、感染者と接触した可能性がある場合などに分けて、生徒がPCR検査を受ける状況を考慮して、教職員（担任、教科担当、部活動顧問等）から聞き取りをする。
- (2) 保健所が感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合に協力できるよう、可能な限り、生徒の状況・行動履歴等をまとめておく（特に陽性の可能性が高い場合）。
- (3) 該当生徒のプライバシーに十分に注意・配慮する。

【聴取内容】

- (1) 現在の症状（熱、咳などの症状の確認）
- (2) 発症からの経緯（いつから熱、咳などの症状があったか）
- (3) PCR検査結果の判明日時（何月何日の何時に判明するか）
- (4) 同居家族の状況（祖父、祖母、父、母、兄弟等）
- (5) 校内での行動履歴（登校から下校までの授業、昼食場所、部活動の参加など）
※検査日を含め3日程度前までの授業・学校行事・部活動等の状況
- (6) 通学時の状況（通学方法、一緒に登校した生徒など）
- (7) 校外での行動履歴（通学途中に立ち寄った場所など）

2 検査結果が判明した後の高校教育課への報告について

【連絡内容】

1 検査の結果が判明後(医師から「みなし陽性」と診断された場合を含む)

- (1) 学校、学年（学科）、氏名、年齢、性別、居住市町村
- (2) 検査結果 ※まずは、検査結果（陰性、陽性）を報告する。
- (3) 陽性の場合
 - ① 陽性者の概況
 - ②（新たに）自宅待機の対象となる生徒等の状況
 - ③ 臨時休業の期間・範囲（予定）
 - ④ 「新型コロナウイルス罹患に係る報告について」を電子メールで高校教育課に提出
生徒：**資料3**（31 ページ）指導グループ宛（shidou@edu.pref.ibaraki.jp）
教職員：**資料4**（32 ページ）人事グループ地区担当管理主事宛）

2 電子メールで、検査結果の報告をする際の留意点

- (1) PCR検査が、陽性の場合の報告について
 - ・メールの題名に、「コロナ」と「報告」という語句を入れる。
例：「新型コロナ報告」「コロナ陽性者報告、その 1」「コロナ報告(水戸高校)」等
※「コロナ」は全角カタカナとする。
 - ・別添エクセルファイルの背景色が黄色のマスに必要事項を入力する。
- (2) PCR検査が、陰性の場合の報告について
 - ・メールの題名に「陰性報告」という語句を入れる。
 - ・メールの本文に以下の内容を記載する。
学年、性別、受検者名(名前の読み仮名)、受検日
(添付ファイルは不要)

3 学校において感染者が確認された場合の対応

学校で感染者が確認された場合、PCR検査の対象者の決定、臨時休業の決定、保護者・生徒への連絡、校内の消毒などが重要になる。

(1) 臨時休業の決定

- ① 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、臨時休業の実施の必要性について検討する。（令和4年2月4日付け高教第2994号）
- ② 学校は、臨時休業とする期間、範囲（クラス、学年など）を決める。臨時休業は、最小限の範囲で検討する必要があるため、全校休業を行う場合は、高校教育課に相談する。
- ③ 臨時休業を行った際は、高校教育課へ授業停止報告書（**資料5**）を提出する。ただし、全校休業を行う場合は、人事グループ地区担当管理主事宛にも、併せて電子メールで送付する。（23、33 ページ）

(2) 保護者・生徒への連絡

- ① 学校は、緊急メール等で保護者への連絡について検討する。
- ② 連絡する場合、プライバシーに配慮し、感染者の特定につながる情報（学年・クラス等）は必要以上に伝えないように配慮する。
- ③ 学校は、休業期間に応じて、生徒に家庭学習で取り組む課題等を連絡する。
- ④ 学校は、一部のクラスを臨時休業にする場合、該当クラスの保護者のみに休業期間を連絡する。
- ⑤ 学校は、年度当初に、感染者が確認された場合の連絡方法や連絡内容などについて保護者に説明し、特に感染者のプライバシーの配慮について理解いただくようにする。

(3) 感染者の公表内容等

- ① 保健所が、感染者に公表内容について、連絡・確認等をする。

- ② 公表内容は、感染者の居住地、年齢、性別で、例えば、「〇〇市の 10 代男子生徒」となる。なお、学校名、学年等の公表は控えてよい。
- ③ 学校は、保健所が登校を許可する（治癒する）まで感染者を出席停止とする。なお、感染者の登校許可日については、保健所が感染者に連絡する。
- ④ 学校は、出席停止により学習に著しい遅れが生じることがないように、生徒の実情等を踏まえながら、課題等により必要な措置を講じる。

(4) 校舎内の消毒

- ① 学校薬剤師等に相談し感染者の行動履歴の範囲で消毒を実施する。教職員で消毒の実施を検討する。
- ② 必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒する。
- ③ トイレは、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。

(5) 新型コロナウイルス感染症による差別・偏見・いじめなどの防止

- ① 感染者、濃厚接触者やPCR検査を受けることになった生徒の心のケア及び差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮・注意をする。
- ② 医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導する。

4 新型コロナウイルス感染症に関連して、臨時休業をした場合の手続き等

(1) 授業停止報告書の提出（**資料 5**）（33 ページ）

- ・ 茨城県県立学校管理規則の第 9 条に基づき、以下のとおり対応する。
クラス及び学年休業、全校休業を行う場合は、高校教育課（shidou@edu.pref.ibaraki.jp）に電子メールで送付する。ただし、全校休業を行う場合は、人事グループ地区担当管理主事宛にも、併せて電子メールで送付する。

【茨城県県立学校管理規則】

第 9 条 校長は、非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わなかったときは、直ちに次に掲げる事項を教育長に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わなかった期日又は期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の内容
- (3) その他報告の必要があると認められる事項

(2) 臨時休業をした場合の授業日の設定

- ① 臨時休業をした場合、校長判断で、必要に応じて、授業日を設定してもよい。
・ 臨時休業により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続することが重要であり、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。
- ② 書類の提出（**資料 6**「休業日変更届」様式第 3 号（第 8 条第 4 項））（34 ページ）

- ・授業日を設定した場合、県立学校管理規則第8条第4項に基づき、書類（**資料6**）を提出する
- ・書類（**資料6**）は、休業日を授業日にする日の10日前までに、庁外託送メールで、高校教育課（人事グループ）宛に送付する。

V 参考資料の一覧

本ガイドラインの参考資料及び学校における新型コロナウイルス感染症対策で関係するこれまでの主な通知文を一覧に示しました。

表2：参考資料の一覧（令和2年度） ※（保体）保健体育課、（義教）義務教育課、（高校）高校教育課

N.O.	文書の日付	文書番号等	文書名
1	令和2年4月21日	事務連絡（保体）	新型コロナウイルス感染症に対応した公立小学校・中学校・高等学校の臨時休業中及び教育活動再開後における体育・保健体育の実技について
2	令和2年5月11日	事務連絡（高校）	新型コロナウイルス感染症に関する青少年向け教材の周知について
3	令和2年5月14日	保体第205号	臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の食に関する指導等について（通知）
4	令和2年5月20日	義教第352号	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）
5	令和2年5月22日	事務連絡（保体）	学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について
6	令和2年6月4日	事務連絡（保体）	学校における消毒の方法等について
7	令和2年6月5日	保体第328号	県総合体育大会等（夏季大会）中止に伴う代替大会等の開催における感染拡大予防のための運営方針について（通知）
8	令和2年6月11日	事務連絡（高校）	「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」について
9	令和2年6月29日	保体第417号	夏期の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について（依頼）
10	令和2年7月10日	保体第482号	部活動における県外との練習試合について（通知）
11	令和2年8月18日	保体第602号	運動部活動における練習試合及び合宿について（通知）
12	令和2年9月4日	保体第688号	運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）
13	令和2年9月28日	高教第1380号	「いばらきアマビエちゃん」の学校行事等での活用について（依頼）
14	令和2年10月9日	事務連絡（保体）	今年度の体育における学習活動の取扱いについて
15	令和2年11月5日	事務連絡（高校）	新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画について
16	令和2年12月11日	保体第1091号	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）
17	令和2年12月17日	保体第1130号	運動部活動における練習・練習試合及び合宿等について（通知）
18	令和3年1月6日	保体第1205号	小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）
19	令和3年1月8日	保体第1216号	小学校、中学校及び高等学校等における部活動の感染症対策の徹底について（通知）
20	令和3年1月12日	保体第1227号	小学校、中学校及び高等学校等における部活動の感染症対策の徹底について（通知）
21	令和3年1月15日	保体第1248号	「県独自の緊急事態宣言（対策）」における小学校、中学校及び高等学校等の部活動について（通知）
22	令和3年1月22日	高教第2471号	学校の卒業式の開催に関する考え方について（通知）
23	令和3年2月5日	保体第1341号	「県独自の緊急事態宣言（対策）」の延長における小学校、中学校及び高等学校等の部活動について（通知）
24	令和3年2月22日	保体第1433号	「県独自の緊急事態措置（対策）」の解除後の部活動について（通知）

25	令和3年2月26日	義教第2554号	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）
26	令和3年3月4日	高教第2843号	学校の入学式の開催に関する考え方について（通知）

表3：参考資料の一覧（令和3年度）

N.O.	文書の日付	文書番号等	文書名
1	令和3年4月12日	事務連絡（保体）	学校の水泳授業における感染症対策について
2	令和3年4月27日	高教第285号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について（通知）
3	令和3年4月28日	保体第201号	「大型連休期間中」の部活動について（通知）
4	令和3年4月30日	高校第302号	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うICT環境の整備について（通知）
5	令和3年4月30日	事務連絡（保体）	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について
6	令和3年5月7日	保体第237号	熱中症事故の防止について（通知）
7	令和3年5月13日	保体第267号	コロナ禍における部活動の練習試合、交流及び合宿等について（通知）
8	令和3年5月17日	保体第294号	コロナ禍における部活動の練習試合、交流及び合宿等について（通知）
9	令和3年5月18日	事務連絡（保体）	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部追記について
10	令和3年5月19日	事務連絡（保体）	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）
11	令和3年6月8日	高教第676号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について（通知）
12	令和3年6月8日	保体第442号	新型コロナウイルス感染症に係る本県のステージ移行に伴う部活動の対応について（通知）
13	令和3年6月23日	事務連絡（保体）	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について
14	令和3年7月2日	事務連絡（保体）	医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について
15	令和3年7月27日	高教第1127号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について（通知）
16	令和3年7月27日	保体第699号	新型コロナウイルス感染症に係る本県のステージ移行に伴う部活動の対応について（通知）
17	令和3年8月3日	高教第1193号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について（通知）
18	令和3年8月5日	高教第1204号	学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）
19	令和3年8月6日	保体第741号	「まん延防止等重点措置」の適用及び「県独自の緊急事態宣言」の延長における小学校、中学校及び高等学校等の部活動について（通知）
20	令和3年8月10日	高教第1238号	県立高等学校等における新型コロナウイルスの感染者の報告について（通知）
21	令和3年8月16日	高教第1274号	茨城県非常事態宣言に伴う県立高等学校等の対応について（通知）

22	令和3年8月27日	高教第1379号	臨時休業中にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について（通知）
23	令和3年8月27日	高教第1384号	県の非常事態宣言の延長に伴う県立高等学校等の対応について（通知）
24	令和3年9月9日	高教第1508号 保体第867号	県の非常事態宣言延長に伴う県立高等学校等の対応について（通知）
25	令和3年9月10日	事務連絡(高校)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（一部更新）
26	令和3年9月15日	事務連絡(保体)	児童生徒の新型コロナウイルスワクチン接種促進について
27	令和3年9月15日	事務連絡(高校)	新型コロナウイルス感染症等により登校できない生徒等の出席等の取扱いについて
28	令和3年9月16日	高教第1572号 保体第882号	県の非常事態宣言解除に伴う県立高等学校等の対応について（通知）
29	令和3年9月17日	高教第1608号 特教第706号	学校で生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（依頼）
30	令和3年9月22日	事務連絡(高校)	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について
31	令和3年9月27日	高教第1681号 保体第922号	茨城版コロナ Next の対策 Stage の移行、並びに、10月1日以降の県立高等学校等の対応見込みについて（通知）
32	令和3年9月30日	高教第1713号	国の緊急事態宣言の解除に伴い「新型コロナウイルスへの感染が不安」を理由に学校を休む生徒の扱い及びオンラインを活用した学習の指導を実施した場合の記録について（通知）
33	令和3年10月6日	高教第1761号	現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）
34	令和3年10月8日	高教第1778号 保体第985号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について（通知）
35	令和3年10月11日	高教第1785号	現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）
36	令和3年10月12日	高教第1800号	高等学校及び中等教育学校後期課程における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）
37	令和3年10月12日	高教第1801号	中学校及び中等教育学校前期課程における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）
38	令和3年10月15日	事務連絡(高校)	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの一部更新について（10月1日時点）
39	令和3年12月23日	事務連絡(保体)	新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業について（通知）
40	令和3年12月24日	高教第2547号	茨城版コロナ Next（コロナ対策指針）の改定について（通知）
41	令和4年1月11日	事務連絡(保体)	新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について
42	令和4年1月13日	保体第1363号	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う小学校、中学校及び高等学校等の大会等の実施について（通知）
43	令和4年1月13日	高教第2694号 保体第1364号	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う県立高等学校等の対応について（通知）
44	令和4年1月14日	事務連絡(高校)	やむを得ず学校に登校できない生徒へのICTを活用した学習指導等について

45	令和4年1月14日	事務連絡(高校)	受験機会の確保に関するQ&Aについて
46	令和4年1月14日	事務連絡(高校)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う今週末の部活動について
47	令和4年1月20日	高教第2766号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について(通知)
48	令和4年1月20日	事務連絡(保体)	「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について
49	令和4年1月24日	高教第2828号	新型コロナウイルス陽性者が校内で発生した場合の学校の対応の変更について(通知)
50	令和4年1月24日	保体第1404号	まん延防止等重点措置要請に係る対策の強化及び大会等の実施について(通知)
51	令和4年1月26日	高教第2859号	まん延防止等重点措置発令に伴う県立高等学校等の対応について(通知)
52	令和4年1月28日	高教第2891号	新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査の実施について(依頼)
53	令和4年2月1日	事務連絡(保体)	「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について
54	令和4年2月2日	高教第2952号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について(通知)
55	令和4年2月3日	高教第2971号	新型コロナウイルス陽性者が発生した学校関連施設における一斉検査の一時停止について(通知)
56	令和4年2月4日	高教第2988号	令和4年度茨城県立高等学校入学選抜における新型コロナウイルス感染者等の対応(濃厚接触者の取扱い)について(通知)
57	令和4年2月4日	高教第2994号	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について(通知)
58	令和4年2月8日	高教第3011号 保体第1461号	オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
59	令和4年2月16日	高教第3135号 保体第1486号	まん延防止等重点措置の延長要請に伴う県立高等学校等の対応について(通知)
60	令和4年2月18日	高教第3176号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について(通知)
61	令和4年3月8日	高教第3353号	茨城版コロナNext(コロナ対策指針)の改定について(通知)
62	令和4年3月10日	高教第3380号	県立高等学校等における令和4年度入学式の開催に関する考え方について(通知)
63	令和4年3月18日	保体第1665号	まん延防止等重点措置の解除に伴う運動部活動の対応について(通知)
64	令和4年3月22日	事務連絡(高校)	オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の感染症対策について
65	令和4年3月22日	事務連絡(高校)	新型コロナウイルス感染症による臨時休業に係る指導要録等の事務処理について
66	令和4年3月25日	事務連絡(保体)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
67	令和4年3月30日	高教第3619号	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項の更新等について(通知)
68	令和4年3月31日	高教第3657号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について(通知)

表4：参考資料の一覧（令和4年度）

N0.	文書の日付	文書番号等	文書名
1	令和4年4月5日	義教第21号	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）
2	令和4年4月6日	事務連絡（保体）	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について
3	令和4年4月11日	高教第58号	新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査の実施について（依頼）
4	令和4年4月28日	高教第267号 保体第181号	高等学校等の部活動において新型コロナウイルス陽性者が発生した場合の検査について（通知）
5	令和4年5月9日	高教第344号	新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について（通知）
6	令和4年5月10日	保体第214号	熱中症事故の防止について（通知）
7	令和4年5月25日	保体第326号	学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

参考資料

文部科学省

新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

- ☐ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
- ☐ 子どもの人権110番《法務省》 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- ☐ 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- ☐ いのちの電話の相談 0120-783-556
 一般社団法人日本いのちの電話連盟
<https://www.inochinodenwa.org/>
- ☐ チャイルドライン（18歳までの子供が対象） 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>
- ☐ 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
 一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>

文部科学省ホームページより作成

【問い合わせ先】

- ・ 高校教育課
 指導担当 029-301-5260
 人事担当 029-301-5256
- ・ 保健体育課
 学校体育担当 029-301-5353
 学校保健・安全担当 029-301-5349
 学校給食担当 029-301-5356

県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

「県立〇〇高等学校 チェックリスト」

記入日 令和 年 月 日

以下の項目について、定期的にチェックして、学校全体で感染症対策に取り組んでいます。

1 新型コロナウイルス感染症の正しい知識と理解

- ☐ (1) 新型コロナウイルス感染症対策の指導
 - ・LHR等で、新型コロナウイルス感染症対策について正しく理解できるように指導している。
- ☐ (2) 新型コロナウイルスの感染症対策の啓発
 - ・「正しいマスクの着用」「正しい手の洗い方」などの啓発用ポスターを教室等に掲示している。
 - ・学校における新型コロナウイルスの感染症対策を保健便り等で保護者・生徒に周知している。

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

ガイドラインをもとに、各項目で3密（密閉、密集、密接）を避ける等、適切な指導をしている。

- ☐ (1) 基本的な対策（手洗い、手指消毒、マスク着用、換気等）
- ☐ (2) 登校前（毎朝の検温、健康状態の確認等）
- ☐ (3) 登下校（マスク着用、周囲との間隔を空ける、会話を控える等）
- ☐ (4) 各教科等（学習活動等の状況に応じた感染症対策）
- ☐ (5) 昼食（食事前の手洗い、会話を控える、教室以外の場所の開放等）
 - ※給食は、配膳等の対応を含む
- ☐ (6) 部活動（活動内容、活動場所等の状況に応じた感染症対策）
- ☐ (7) その他（清掃活動における換気の徹底、休み時間におけるトイレ休憩の工夫等）

3 環境整備

- ☐ (1) 職員室、会議室等の換気をしている。
- ☐ (2) エアコンの稼働時にも換気をしている。
- ☐ (3) 洗面台へ石けんを設置、教室等へ手指消毒液を設置している。
- ☐ (4) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）を定期的に消毒している。

4 新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合の連絡体制等（体調が悪い生徒等への対応）

- ☐ (1) 専用の休養場所が確保してある。
- ☐ (2) 連絡体制ができている（管理職への情報集約、保健所への連絡、保護者への連絡）。
- ☐ (3) PCR検査を受けた生徒等がいた場合、教職員、県への報告方法・内容等が明確化してある。

5 新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の連絡体制等

- ☐ (1) 連絡体制ができている（管理職への情報集約、保健所への連絡、保護者への連絡）。
- ☐ (2) 感染者が確認された場合、教職員、保護者、県への報告方法・内容等が明確化してある。

6 生徒の心のケア等

- ☐ (1) 健康相談、カウンセラー等の支援、家庭訪問等を行う体制が整っている。
- ☐ (2) 感染者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう十分な配慮・注意をしている。

7 その他

- ☐ (1) 暑い時期は、熱中症対策も十分に注意して授業等を実施している。
- ☐ (2) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底している。

【生徒・教職員】

OPCR検査を受けることになった

- ① 発熱や咳等の症状で通院・検査
- ② 感染の疑い（接触者等）で検査
- ③ 濃厚接触者で検査

※同居家族がPCR検査を受ける場合、生徒・教職員は自宅待機として、健康観察をすることも考えられる。

【保健所】

- ・保健所からPCR検査結果の報告
- ・保護者等は、学校へ報告

《陽性的場合》

- ・行動自粛要請
- ・行動履歴聴取
- ・濃厚接触者特定
- ・PCR検査対象者の決定

【生徒の出席停止】

- ・ガイドラインP.16「12 PCR検査を受ける場合等の出席の判断」を参考

【校内の消毒】

- ・職員での消毒を検討
- ・学校薬剤師等に消毒方法等を相談

【学校（管理職が情報を集約する）】

1 事態の把握

担任・年次主任・管理

- (1) 生徒（教職員）への確認事項
 - ・現在の症状
 - ・発症からの経緯
 - ・検査結果の判明日時
 - ・同居家族の状況
 - ・マスクの着用状況
 - ・校外での行動履歴
 - ・通学時の状況
- ※感染リスクのある行動の有無

2 校内での調査・検討

養護教諭・管理職

- (1) 行動履歴の調査（保健所の調査への協力）
 - ① 可能な限り、生徒等の状況・行動履歴等をまとめておく（特に陽性の可能性が高い場合）。
 - ② プライバシーに配慮・注意して対応する。
- (2) 臨時休業の範囲等について事前検討
- (3) 陽性者とマスクせずに会話しながら飲食を共にした者等は、接触した日の翌日から起算して7日間（4、5日目の検査陰性の場合は5日間）の出席停止とする

3 PCR検査の結果に応じた対応

管理職

《陰性的場合》

- (1) 高校教育課へ連絡
 - ① 発熱や咳等の症状で通院・検査して陰性的場合、快復後登校させてよい。なお、学校を休む間は出席停止とする。
 - ② 感染の疑い（接触者等）で検査した場合、結果が判明する日まで出席停止とする。

《陽性的場合》

養護教諭

- (1) 保健所への協力
保健所が感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合は協力する。
- (2) 高校教育課へ連絡・相談
 - ① 陽性者の概況、臨時休業の対応等
 - ② 報告書をメールで送付
- (3) 学校の対応
 - ① PCR検査の対象者への連絡
 - ② 保護者・生徒への連絡
 - ③ 校内の消毒（学校薬剤師等に相談して実施）

管理職

年次担当・全職員

4 臨時休業等の対応

- (1) 生徒・保護者へ緊急メール等で連絡（臨時休業の有無等）【教務主任】
- (2) 生徒への対応（感染者・PCR検査を受けた生徒を含む）【年次・各教科】
 - ・心のケア
 - ・いじめ防止
 - ・家庭学習（課題等）
- (3) 学びの保障への対応【管理職・各教科・年次】
- (4) 感染者の公表内容の連絡・確認等（保健所が対応）【管理職】
 - 居住地、年齢、性別（公表例：〇〇市の10代男子生徒）

【高校教育課】

○学校からの報告

- ・教職員→人事グループ
- ・生徒→指導グループ

検査結果判明後

- ・陰性→氏名、検査日等
- ・陽性→生徒の状況等

《陰性的場合》

- ・学校からの報告を記録
- ・関係部局と情報共有等

《陽性的場合》

- ・臨時休業の期間等を決定
- ・学校からの報告を記録
- ・関係部局と情報共有等